

るといふ事態もあつたわけですから、私はやはりあなたのおつしやるように、国は子供の方面だけめんどろを見ればそれでいいということじゃなくて、やはり義務教育と同様に考える。特に盲点的に残っているものの充実をはかりたい。やはりそういう積極的な努力が必要ではないか。考え方は筋は、理屈はそうであつても、現実には、やはり充実するにはそういう方向にも努力をしていくべきではないかといふふうに思ふのです。この点については、やはり設備についても同様なことがいろいろ考えられるわけでありすが、そこで文部大臣にもお伺いをしたいのですが、実はその特殊教育といふものが、きょうは盲ろうの学校、養護学校でありますけれども、実際盲ろうへ就学している者が現実強度の弱視者であるとか、難聴者であるとかいふものを入れたり、あるいは精神薄弱、肢体不自由、病弱者といふものをいろいろ考へていけば、実はいろいろ問題になつていて特殊学級の方面の充実もはからなければならぬし、養護学校への充実もはからなければならぬ。また、先般来大臣が答弁されてゐるのは、できるだけこういふ子供にも、何とかして義務教育が実施できるように方向に何とか法制的整備もしてみたいといふようなお考えを持たれてゐるというところになると、現実に文部省設置法の中で特殊教育というのが特殊教育室といふところで、やはり一つの課も持たないでやつてゐるということについては、やはりその充実をはかる上に改めていくべきものじゃないかといふふうに私たちは考へる。また、長年そういうことを各方面からも要望されて

いるようであります。やはりその特殊教育課というよりなものを確立をしていく必要があるのではないかと、いふにこの際思ふのです。こういう点について、大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか、今後の御抱負等も伺いたいと思ふわけですが。

○国務大臣(橋本龍伍君) 国民の血税によつてまかなれてゐるわけでありすが、なるべく簡素な機構で仕事をやつていくように骨を折つて参らなければなりません。ただいま御指摘のごさゝました問題につきましては、なかなか問題がむずかしくて、的確に対象を把握して対策をやつていくのにはやはり相当の陣営の整備が必要だと考へまして、実は内々で行政管理庁と相談をいたしまして、何とかなるべく早い機会に実現をはかりたいと努力をしてゐるところでございます。

○湯山勇君 ます、法律の文面ですけれども、今ちょっとお話がありました。特に高等部について、旅費についてつき添ひ人のつき添ひに要する経費を除いた理由は、どういふところにあるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) まあ大体義務教育を終つて、満十五才以上でございまして、そろそろこれは社会に出てみずから一人立ちにならなきゃならぬ年齢層でもございまして、そういう意味で、教育的な配慮を加へまして、つき添ひ人の旅費は見ない、こういふふうにしたわけでございます。

○湯山勇君 まあ、ろうと、それから養護学校の場合は、おつしやる通りでよくわかります。しかし、盲の場合には、実際は遠距離から寄宿舎に入つて

おる者が帰るときには、現在でもつき添ひ人がついて帰つております。あるいは学校の先生がまとめて連れていくとかいふような方法で、これはほうつておくわけにはいかない生徒ですが、一律に盲、ろう、養護学校就学者を扱ふといふのは、ちよつと私は思ひやりがないのではないかと、せめて盲だけではつき添ひ人の旅費を見るべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしようか。

○政府委員(内藤三郎君) そういう意見も確かにあります。その点については、予算折衝の過程でも十分論議いたしました。まあ非常に盲のうち、特に強度なものについては、お話のような必要性があらうかと思ひますが、まあそろそろ社会に出ていく段階でございますし、もうこの辺から放してもいいんじゃないかと、さういふ結論に達しておるわけでございます。さらにその点は今後研究したいと思ひます。

○湯山勇君 気になるのは、放してもいいんじゃないかというお考えが気になるわけですが、目の見えない、まあ通学できる者はこれはいいと思ひます。通学生はなれてゐますから、なれたところをなれて通うのですから、これにつき添ひを必要だといふことは申ししておりません。帰省するときのつき添ひだけは、私は当然見なければならぬ。ただ、予算の都合でどうしても今度つかない、やむを得なかつたのだといふなら、これはわかりますけれども、もう放してもいいのではないかと、これは私には納得がいかない。これはそういうお考えだと、学校の方もなるべくつき添ひをつけない、文部省の方針もこうだから、一つ盲の高等部の者は一人で帰れ、こ

ういふことになつて、事故でも起つたときは大へんだし、実際そういうことができるものじゃありません。そこで、これは当然つけるべきだけれども、今度はつかないやつが、次には何かとします、こゝろは客弁がなければいかぬのじゃないかと思ふのですが、いかがでしようか。

○政府委員(内藤三郎君) この点については、私ももう少し実態を見きわめたいと思ふので、お話のように通学しておる者が全部いい、あるいは寄宿舎にゐるものは全部これは見なければならぬ、そつちが一がいに見えないのじゃなからうか。ほんとうにどうしてつき添ひをしなければならぬかどうかという事態は、もう少し検討させていただきます。

○湯山勇君 これは検討の余地はないのじゃないですか。盲の、目の見えない子が汽車に乗つて遠距離を帰つていく、そつちうに親が連れにくるか、先生が連れていくか、そつちでなければだれかに頼んで連れていつてもらうか、ほうつておくといふことはできないのじゃないかと思ふのです。研究の余地もないと思ひますが、どうでしよう、そつちうに点については。

○政府委員(内藤三郎君) 寄宿舎におるから、全部それは目が非常に不自由か、ただ遠いといふことで寄宿舎に入つてゐる場合もあると思ふのです。近くなら通学できる場合がある。これは県内にどこでも一校ないし二校ございまして、その程度にもよると思ふのです。ですから、そつちう事態といふものをよく見きわめないと、寄宿舎におるものを全部出すかどうか、これはかえつて不公平になるかとも思ふのです。

○湯山勇君 局長のお説は、出さないことを建前にしたお説のように私には聞えるので、大へんしつこいようですけれども、何回も聞いておるわけですが、目の不自由かどうかといふようなことは、不自由でなかつたら盲学校へ入らないので、これも議論の余地のないところだし、それから毎日通つてゐるところじゃなくて、遠方へ帰るので、距離が遠いから近いからといふのは、寄宿舎に入つてゐるといふことからは、これは御配慮があつてしかるべきだと思ひますが、これは大臣どうですか。局長は、事務的にあつてい

る方から一つ御答弁願ひたいと思ひます。○委員長(相馬助治君) ちよつと速記をとめて。○委員長(相馬助治君) 速記をつけ。○国務大臣(橋本龍伍君) 盲学校の生徒の旅費の問題につきましては、ただいまお話のありました御意見は十分承わつて善処いたしたいと思ひます。小学校、中学校につきましては、まだ必ずしも十分でございせんので、むしろ高等学校の分を考へます前に、小学校、中学校の分もさらに一そう考慮を要するのじゃないかと思ひますが、あわせてできるだけ手を尽していくように配慮をいたしたいと思ひます。

○湯山勇君 ただいまの大臣の御答弁

で大へん明快になったと思ひますから、これに関連して二、三の点をお尋ねいたします。

それは就学奨励の方のこまかい分はだんだんよくなつてきましたが、就学率、これはまだ相当悪いと思ひます。もつと申せば、養護学校について申せば、現在の養護学校の施設ではとてもそういう肢体、身体の不自由なものも収容できないと思ひますが、こういうようなことを見るというところ以外に、抜本的にそういう収容の施設といふんですか、養護学校などをもつと積極的に作る。盲ろうの学校にしても、もつとたくさんできれば今の交通の問題なんかをもつと緩和できるわけですから、そういうことについて御計画があるのかどうか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 現在、盲学校は全国で七十三校ございます。ろう学校は九十二校でございます。もちろん、これは十分でございますけれども、各県とも義務設置になつておりますから、一つ以上はそれぞれ作つておるわけでございます。できるだけ盲学校の増設をするように指導して参りたいと思ひます。特に義務制になりましたのは、御承知の通り昭和二十三年度からでございます。その後これでも大へん進歩したのでございまして、ついさいせんまでは盲学校三十数%にすぎなかつたのが現在四一・三%まで相当伸びて参つたわけでございます。ろう学校につきましては七〇・八%でございます。大体私どもとしてはろうの方の就学率はいいと思ひております。しかし、御指摘のように、盲については十分でございませ

んのので、今後一そう努力いたしたいと考えております。

それから養護学校につきましては、これは御承知の通りまだ義務制でございせん。施設、設備あるいは教員につきましては、義務教育並みの財政援助をしておりますので、最近とみに増加をいたしまして、全国で二十八を数えるに至りましたが、今後とも一そう養護学校の普及に努めるとともに、ぜひ特殊学級の増設を行いたい。特殊学級もここ数年飛躍的に増加いたしました。数年前までは千そこそこの学級でございましたが、現在、三十三年ではすでに千八百をこえておりますので、これはもちろん御指摘のように十分ではございませんけれども、これにつきましても計画を立て、特に大臣からの御要望がございしますので、今事務的にせつかく検討をしておる最中でございします。

○湯山勇君 おつしやつたように、養護学校はまだずいぶん不足しておるし、盲学校も今御答弁にあつたような就学率なので、非常にこれは御努力はしていただいておりますけれども、やはり不十分だと思ひます。そこで、これには文部省の方で積極的に特殊教育の振興のための計画を立て、一つずつは作るような働きをなさつて、そしてそういうのができて、これはいいということになれば、各市町村も作るようになってくると思ひますから、ぜひそういう施策が必要ではないかと思ひます。そういうことについて何か御計画が御ありになればお示しをいただきたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 大臣から

のお考えもございまして、今計画を練つておる最中でございしますので、今しばらく待つていただきたいと思います。

○湯山勇君 それから、今御答弁にありました養護学級ですね。これは特殊学級……まあ養護学級と呼ばれてゐる、ああいう学級に対して養護学校並みの特典が与えられていない。そこで、養護学級を持つと教員配置に非常に困るわけですね。担任の先生をどうするか、それからあのワク内で操作をいたしますと、今回の政令で、そのワクで養護学級は置かなくても置けないといふのが各地の実情だと思ひます。そこで、養護学級を設ける学校について、定員等については、あの政令の中なり何なりで特別な配慮がなされなければならぬと思ひますが、そういう御配慮をなさる御用意があるかどうか承りたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) これは、昨年度通していただきました例の学級規模の適正化及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、特殊学級の場合には十五人で教員一人を配置する、こういうことで、すでに解決済みになつておりますので、あと施設と設備の点についてできるだけ助成をいたしまして、積極的に進めて参りたいと思ひております。

○湯山勇君 十五人に一人というのはわかりませんが、実際はそういうふうにはなつていないのです。どこもほとんどこれは、今のうちにそれだけのこともありませんし、施設の関係もあるし、設備の関係もあつて、なかなかそりできないし、それから養護学級

を担任する先生の人選も非常に困ります。手当その他の関係もありまして非常に困るので、今の、ただ十五人に一人という政令だけでは解決しない点がたくさんあるわけなので、そういう実情を御調査になつて、実際にそれが適用できるような施策をしていただきたいということを申し上げたいわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 待遇につきましては、これは特別待遇を、わずかではございますけれども、特殊学級にはいたしてゐるわけなんです。で、教員定数の算定につきましては、先ほど申しましたように、養護学級を置いた場合、十五人に一人の定員配置をするという建前をとっておりますので、まだこの点が、私どもの趣旨が徹底してない面もあらうかと思ひます。教員定数については、ただいま申しましたように、特別配置の用意もしております。国の方でも負担しますし、また地方財政計画の中で交付税の基準の中にも入れますから、ぜひその点を積極的に進めて参りたい。それから同時に施設、設備の点につきましても、設備につきましてはすでに国の方の負担がございしますので、施設に余裕のある限り、ぜひ特殊学級を作つていただきたいと思います。それから、私どもは一定規模の市以上には少くとも一つくらい置くように今後勧奨して参りたいと考えております。

○湯山勇君 それから今、手当の問題が出ましたが、地方でもやはり養護学級の担当者特別な手当が出てゐるかどうか、御調査になつておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) これは出

ていることになつてゐるので……

○湯山勇君 いや、その御答弁じゃない。出てゐるかどうか、実際はどうなんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 実際出てゐるものと私も思つております。

○湯山勇君 それは違ひです。今のようになかなか御答弁しきれないように、実際はなかなか教員組織の上からでもできていないところがあるから多分はです。そういうことおわかりでしょう。これは、何とかそういうのがスムーズに出せるような方策も考へていただかないと、今のままじゃなかなか出ないと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 御承知のように、特殊学級担当の教員については四%の特別手当が出ることになつておりました。それで私どもとしては、大部分の県で出していると思ひます。でございますので、さらに調査して参りたいと思ひます。

○松永忠二君 今のうちと関連して、実は湯山さんから特殊学級、養護学級というふうな質問されたわけで、私どもそういう点については、まだ幾つもの問題があるわけですが、今お話しのように、非常に検討されているというお話だし、特に国立について四%は出したものの、地方でそれに準じて出してないというの、地方でそれなりのものやに対する積極的な指導というの、思ひられていないのが現実の状態だと思ひます。

そこで、そういうこともかね合せて大臣に一つお聞きしたいのですが、そ

いろいろ検討をわれわれはしているわけ
です。また、各党派とも一つ協力をし
て、こういう問題について検討いたし
ますが、十分一つ文部省としても、これ
に呼応して積極的な努力をしていただ
きたいと思うのですが、大臣の御意向
を一つ聞かせていただきたいと思います。
○国務大臣(橋本龍伍君) そういたし
たいと思います。

○松澤靖介君 今、養護学級のこと
について御質問あつたようですが、最近
非常にいい傾向になつたのは、ところ
どころにありますところの結核療養所
が、その回復期にあるところの先生が
先生になつて、そうして子供とで、ま
あ養護学級というものが編成されまし
て、そうして養護教室を作るといふよ
うな傾向が多くなりつつあるのであり
ますが、この点につきまして、地方の
教育委員会、あるいは地方の自治体な
ども非常に熱心に、それから病院その
ものも熱心にやらなくちゃならぬとい
ふ熱意のもとにやつてゐるのですが、
先ほどのお話を承りますと、これらの
施設に對しては、補助といひま
すか、そういうものが与えられるもの
かどうか。あるいは、先生はもろろ十
五人に對して一人と言ひますが、そ
ういふことに對しては——先生はた
くさんいるんじゃないかと思ひます。
先生の結核療養所なんか、今度私のと
ころに——まだ開院してませんが、教
員組合の結核療養所ができますが、私
はそれに養護教室を併設しようといふ
うなことを申しておるのですが、そ
ういふ場合において、補助といふか、手
当といふか、どういふようになるもの
でしょう。

○政府委員(内藤三郎君) これは養
護教育として認めるには、やはりそれ
ぞれの市町村の学校の分教場が何かと
いふ形をとつていただかなければなら
んと思ひます。この場合に設置者で
よつていろいろ事情が違ふと思ひま
す。国の場合には、国がめんどうを見
るべきものと思ひます。市町村の場合
ならば、市町村でそれぞれ施設する
のだと思ひます。私立の場合には、私
立でいふたかなければならぬと思ひま
す。この場合には、公立の分教場とな
つた場合には、公立学校の一部でござ
いますので、この場合に教員派遣とい
ふ制度がございまして、教員について
は県費負担職員を派遣する道もござ
いますので、すでにそういう点で文部省
と、都道府県の教育委員会、あるいは
市町村の教育委員会と、十分御連絡し
ていただかれますれば、できるだけそ
ういふ意味の養護学級が設置されるだ
ろうと思つておられます。

○松澤靖介君 私の言葉が足りなかつ
たかもしれませんが、県教育委員会が
それを認めてやるという前提の前に私
は申し上げたので、その場合に補助と
いふものは当然もたらえるものかどう
かといふことを申し上げたのですが……

○政府委員(内藤三郎君) この建物
と設備は、これは設置者負担が原則に
なつておりますから、その市町村の分
教場という形をとれば、市町村ができ
るだけの援助をするものと思つており
ます。教員については、これは県費負
担でございまして、県の方から配当
することになると思ひます。ここで県
の教育委員会、市町村の教育委員会、
病院当局と、三者の間で十分御連絡を
していただきたいと思います。

○松澤靖介君 そういたしますと、
その分校設置届といふんですか、その
ものは、地方教育委員会なら地方教育
委員会から県に届け出る、県なら県に
届けるのですか。県の教育委員会が認
めたものは、その場合、それが可能と
なつた場合、その病院に入院してゐる
先生方を使うといふことは、これは筋
に反してゐるのかどうか。あるいはま
た他から正式に他の人、別な人が赴任
するのかわりか、その点お伺ひしてお
きたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) まあ、そ
こにいらつしやる先生が教育可能な方
なら、もちろんその方を使う場合もあ
るでしようし、そうでない場合には、
一般の教員を、県の定数のワケ内から
さいて御協力することになつてと思つ
ております。

○松澤靖介君 それでは理療科の問題
ですが、この分校の場合もこの適用
ですが、本校と同じような適用が受け
られるのでしょうか。盲学校の……

○政府委員(内藤三郎君) それは受
けられることになつてと思ひます。
○松澤靖介君 受けられることにな
るのですか。
それでは、大臣にちよつとお聞きし
たいと思ひます。ちよつと、あるいは
的はずれになるかもしれませんが、た
だいま指圧療法といふものが非常に盛
んになつております。先国会におきま
しても、いわゆる非医師の医療行為と
いふものが認められて、三年間は今後
やり得るというふうな法律が可決に
なつたと思ひますが、その場合におい
て、いわゆる専攻科も出なくちゃなら
ぬといふような、非常な苦しい負担を
しなくちゃならぬところの盲人の方々
が、果してそれらの目あきの方と、将

来生存競争といふんですか、やつてい
かぬかどうか、そういうことを考え
ますと、私自分の考えだけですけれど
も、この言ひ方、そういう方面の出身
者に対するところの国家の施策とい
ふんですか、というものは考えられな
くちやならないのではないかと。いわ
ゆる目あきとめくらの競争であつて、
その目あきとめくらの競争です。この
いわゆる医療行為です。このあんな
はですね。そういうならば、ウサギと
メがマラソンをやつて、カメが勝つ
といふのは、あれは異例の異例のこと
であつて、私は普通の場合において、
やはりめくらの方といふものは非常な
難儀をしなくちやならぬじゃないか。
何かしら特別な対策をそれらの人々
に講じなくちやならぬ。幸いに厚生
大臣が文部大臣として、それらのこ
とはよくおわかりのことと思ひます。
一言御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは厚生
大臣の所管の仕事であります。私
任中にもそういうふうな、盲人の職
業としてはマッサージといふたような
ところが一番大事なことでありまし
て、最近目あきの方が非常に進出を
しておりますので、何か盲人の特権の
職業にすることを考えてくれという要
望がございまして、これは厚生省の方
としても考えておると思ひますが、な
かなかむずかしい問題だと思ひます。
で、私も厚生省の方に、ただいまお話
のございましては、さらに重ねて連絡
をいたしまして、何と申しますか、職
業制限といふたふうなことをします
は憲法上の問題もあるかと思ひます
ので、しつてやるとすれば、何かマ
ッサージ師の検定制か何かをしきま
して、その際の検定の手かげんとか何と

かいうふうなことをするかどうかとい
うようなところがせいぜいの問題じゃ
ないかといふことを厚生省の方面では
考えていると思ひます。なお、ただ
いま御意見のございました趣旨は、厚
生省の方にも重ねて伝えたいと、こ
う思ひます。

○松澤靖介君 最後に局長さんに
直接教育を担当なさつておるのだが、
今のところにつきまして何か対策とい
ひますか、安心して学校に入るとか、
そういうふうなことの、聞く方が無理
かもしれませんが、お考えがございま
したら、非常に喜ぶのではないかと思
ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 大へんこ
もつともな御質問でございまして、盲
学校につきましても、単にマッサージ
だけじゃなくて、できるだけ職業の範
囲を広めて就職の機会を多くいたした
いと、そういう意味で努力いたしてお
るのであります。
○湯山勇君 さつき御説明のあつた点
ですね、通学費、それから帰省の旅費
のこれは、今の御説明でいくとどう
いふことになつてますか。通勤の場合
は人当り月額幾ら、それから旅費の場
合は年何回往復で一回幾ら、どうい
ふことになつておりますか。その点、さ
つきのお話ではちよつと出てこないの
ですが、そういう点が……
○政府委員(内藤三郎君) 通学生
の場合は、先ほど申しました四千七百
七十円、これは年額でございまして、
それから寄宿生の場合は年額九百円、こ
れは三四年間帰省を考へておるのであ
ります。
○湯山勇君 そうすると、月額にす
れば四千七百七十円の十二分の一と、こ

ういう計算ですね。それから一回の往復が三百円、片道百五十円。それでこれは、まあ支給は実際に要つた費用についてなされるわけですか。均等割でなされるわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) これはまあ私の方は、予算の配分はこの基礎でやりたいと思いますが、各県におきましては、それぞれ実情を加味して適切な運営をされることを望んでおります。

○湯山勇君 それでたとえば、その配分したのをオーバーする場合がありすね。実際はそういうときにはどういうふうになるわけですか。国庫負担というふうな格好でやられるのか、もう予算がないからそれまでということになるのか、その辺一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 実績の見積りでやりましたので、大体これで今まで大した不幸もなく、まずこれで間に合ふものと、私も考えております。

○湯山勇君 今のうちに、オーバーした場合どうなるかということをお聞きしておるわけですか……。

○政府委員(内藤三郎君) 全国的に調整して、さらにオーバーした場合に、これはその府県が持つことになると思います。

○湯山勇君 それはちよつと工合悪いですがね。これはそうだと、まあ法律の建前とちよつと違ってくる、二分の一持つという建前と違ってくるので、あとで翌年度操作するとか何とかいう方法で、実際は支出した地方に余分な負担をかけるというふうな方法をおと願ひするのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) これは実績負担の法律と違ひるのでございまして、予算補助でございまして、あくまで、ですから、予算の範囲内で補助すると、幸い今日までのところは文部省の予算は若干余つておりますもので、今までは問題がなかったのですが、今後お話しのような事態があれば、これはやはり府県でその差額は見ていただくかと思つております。

○委員(相馬助治君) ちよつと速記やめて。

○委員(相馬助治君) 速記を始めて。

○政府委員(内藤三郎君) 湯山委員の御指摘になった点につきまして、そういう事態の起きないよう、予算全体の中で配慮したいと思ひます。

○委員(相馬助治君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

○委員(相馬助治君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(相馬助治君) 異議ないと認めます。

○委員(相馬助治君) 全会一致でございまして。よつて、本案は全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

○委員(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

本日、これをもつて散会いたします。

午後零時十六分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、教育委員会法案(衆)

教育委員会法案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議(第二条—第十六条)

第二節 教育長及び事務局(第十七条—第二十三条)

第三章 教育委員会の職務権限(第二十四条—第三十七条)

第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員的身分取扱(第三十八条—第四十一条)

第五章 市町村委員会の不設置及び再設置(第四十二条—第四十三条)

第六章 教育委員会の置かれていない市町村の教育事務に関する特例(第四十四条—第四十五条)

第七章 市町村の廃置分合の場合等に関する特例(第四十六条—第四十七条)

第八章 雑則(第四十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)に基き、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うために、公選制による教育委員会の制度を設け、もつて教育の目的を達成することを目的とする。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

(設置及び不設置)

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村に教育委員会を置く。ただし、市町村が第二十四条に規定する事務(以下「教育事務」という。)の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には、教育委員会を置かない。

2 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。))を除く。)町村は、前項の規定にかかわらず、条例で、教育委員会を置かないことができる。

(組織)

第三条 都道府県及び指定都市の教育委員会は、七人の委員をもつて、指定都市以外の市及び町村の教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。

2 委員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の定めるところにより選挙する。

(任期)

第四条 委員の任期は、四年とする。

2 委員の任期の起算及び補欠委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

(兼職の禁止)

第五条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について国会又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員と兼ねることができない。

2 都道府県の教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の委員と市町村の教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の委員とは、兼ねることができない。

(委員の解職請求)

第六条 委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

わらず、条例で、教育委員会を置かないことができる。

(組織)

第三条 都道府県及び指定都市の教育委員会は、七人の委員をもつて、指定都市以外の市及び町村の教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。

2 委員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の定めるところにより選挙する。

(任期)

第四条 委員の任期は、四年とする。

2 委員の任期の起算及び補欠委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

(兼職の禁止)

第五条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について国会又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員と兼ねることができない。

2 都道府県の教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の委員と市町村の教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の委員とは、兼ねることができない。

(委員の解職請求)

第六条 委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 前項の請求は、委員の就職の日から一年間又は当該請求に係る委員についての第四項の規定による解職の投票の日から一年間は、することができない。ただし、公職選挙法第百条第四項の規定により当選人と定められて委員となつた者に対する前項の請求は、その就職の日から一年以内でも、することができない。

3 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

4 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、これを委員の選挙権を有する者の投票に付さなければならぬ。

5 第一項の委員の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数については、地方自治法第七十四条第四項の規定を、第一項の規定による請求者の署名については、同法第七十四条の二から第七十四条の四までの規定を準用する。

6 選挙管理委員会は、第四項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを第一項の代表者並びに当該教育委員会の関係委員及び委員長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事、自治庁長官及び文部大臣に、市町村にあつては市町村長、都道府県知事及び都道府県委員会に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

7 委員は、第四項の規定による解

職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

8 第四項の規定による解職の投票に關しては、政令で別段の定をするものを除き、委員の選挙に關する公職選挙法の規定を準用する。

9 第四項の規定による解職の投票は、政令の定めるところにより、地方公共団体の選挙と同時に進行することができる。

(委員の辞職及び資格の決定)
第七條 委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第百二十六条から第百二十八条まで(第百二十六条ただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の議会」とあり、又は「議会」とあるのは、「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と、「都道府県の議会」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「第百七十七條」とあるのは「教育委員会法第十四條」と読み替へるものとする。

(職務)
第八條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員又は委員であつた者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に屬する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第九條 教育委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。

3 委員長は、再任されることができる。

4 委員長は、教育委員会の会議を主宰する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議の招集)
第十條 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、二人以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

3 教育委員会の会議の招集は、場所、日時及び会議に付議すべき事項を告示することによつて行ひ、

4 前項の告示は、都道府県委員会にあつては会議の日の七日前までに、市町村委員会にあつては会議の日の三日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(会議の定足数)
第十一條 教育委員会は、委員長(委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにおいては、第九條第五項の規定により指定された委員)が出席し、かつ、在任の委員(委員長を含むものとする。以下この節において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

ただし、第十四条本文の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(会議の公開)
第十二條 教育委員会の会議は、公開で行ふ。ただし、委員の発議により、出席した委員(第十四条ただし書の規定により出席した委員を除く。以下この節において同じ。)の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができ、

(議決事項及び議決方法)
第十三條 教育委員会の会議においては、第十條第三項の規定により告示のあつた事項についての議決することができ、ただし、急を要する事項については、この限りでない。

2 教育委員会の会議の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事参与の制限)
第十四條 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一人以上に關する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができ、

(会議録)
第十五條 教育委員会の会議の次第については、会議録を作成しなければならない。

(議事運営等)

第十六條 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議の傍聴、会議録その他教育委員会の会議に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局
第十七條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定による教諭の一般普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、十年以上校長、教員その他の教育に關する職にあつた者の中から、教育委員会が任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。

4 教育長は、再任されることができる。

(教育長の職務)
第十八條 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に屬するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一人以上に關する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事項についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。

第十九條 教育委員会の権限に屬す

る事務を処理させるため、教育委員会に、事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第二十条 都道府県委員会及び指定都市の教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 指定都市以外の市及び町村の教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて必要な職員を置く。

3 指導主事は、当該教育委員会の管理する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)における教科内容(保育内容を含む。以下同じ。)及びその取扱その他学校教育に関する専門的事項の指導を行う。ただし、命令又は監督をしてはならない。

4 都道府県委員会の指導主事は、当該都道府県の包括する市(指定都市を除く。)町村の教育委員会が管理する学校に關しても、前項の職務を行う。

5 指導主事は、教育に關し意見を有し、かつ、教育委員会の管理する学校における教科内容及びその取扱その他学校教育に關する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。

6 指導主事は、当該教育委員会が任命した教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。)をもつて充てることができる。この場合において、当該指導主事に充てられた教員は、その充てられ

た期間中、教員の職務に従事しない。

7 事務職員は、事務に従事する。

8 技術職員は、技術に従事する。

9 教育委員会が第一項及び第二項の職員に係る任命権を行うには、教育長の推薦によるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育長の事務所の総括等)

第二十一条 教育長は、第十八条第一項の職務を行うほか、事務局の事務を総括し、所屬の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第二十二条 第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十三条 教育長並びに第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定があるものを除き、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

第三章 教育委員会の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十四条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に關する事務(大学、私立大学を設置する学校法人及び宗教法人に係るものを除く。)並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に屬する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。ただし、市町村委員会に於ては、第二十五条の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行する事務(同条第四号に掲げる事務を除く。)については、この限りでない。

一 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に關すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産の取得、管理及び処分に關すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学に關すること。

五 学校の組織編制並びに教科内容及びその取扱に關すること。

六 教科用圖書の取扱に關すること。

七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に關すること。

八 校長、園長、教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)その他の教育関係職員の研修に關すること。

九 校長、園長、教員その他の教育関係職員並びに児童、生徒及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に關すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十一 学校給食に關すること。

十二 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に關すること。

十三 文化財の保護に關すること。

十四 ユネスコ活動に關すること。

十五 教育に關する調査及び指定統計その他の統計に關すること。

十六 所掌事務に係る広報に關すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に關する事務に關すること。

(都道府県委員会の職務権限)

第二十五条 前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、都道府県委員会が管理し、及び執行する。

一 教員の免許に關すること。

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(指定都市の設置する学校の職員を除く。以下「給与負担職員」という。)の任免その他の人事に關すること。

三 給与負担職員の研修に關すること。

四 給与負担職員の保健、安全、厚生及び福利に關すること。

五 私立学校に關すること。

六 当該都道府県の区域内にある学校の学校給食のための物資のあつせんに關すること。

七 教育に關する法人に關すること。

(教育委員会規則の制定等)

第二十六条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その権限に屬する事務に關し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(事務の委任等)

第二十七条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に屬する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、その権限に屬する事務の一部を当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長に委任し、又は当該長をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に屬する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に屬する事務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。

(建築の実施)

第二十八條 教育委員会は、原則として、その管理する学校その他の教育機関の用に供する建物の建築の実施を地方公共団体の長に委任するものとする。この場合において、地方公共団体の長は、当該委任を受けた建築の実施に關し、教育委員会が意見を申し出たときは、これに従わなければならない。

(教育事務に係る予算等)

第二十九條 教育委員会は、毎会計年度、その権限に属する事務に係る歳入歳出の見積に關する書類を作成し、これを当該地方公共団体における予算の統合調整に供するため、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を調製するにあつて、教育委員会の送付に係る歳入見積を減額しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 地方公共団体の長は、教育委員会の歳入見積を減額した場合においては、当該教育委員会の送付に係る歳入見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、当該地方公共団体の議会が当該教育委員会に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

4 教育委員会の権限に属する事務に係る既定予算の追加若しくは更正又は暫定予算の調整については、前三項の規定を準用する。

(地方公共団体の議会の議決を経るべき事件の取扱)

第三十條 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、教育委員会の権限に属する事務に關するものの議案の原案を、当該地方公共団体の長に送付する。

2 地方公共団体の長は、前項に規定する議案については、教育委員会からの原案の送付をまつて、当該地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

3 地方公共団体の長は、教育委員会から第一項の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを当該地方公共団体の議会に提出しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の場合において、当該送付に係る原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

5 地方公共団体の長は、教育委員会から送付された原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会に提出する場合においては、当該議案に教育委員会の送付に係る原案及び前項の意見を附記しなければならない。

(基準の設定)

第三十一條 都道府県委員会は、法令に違反しない限度において、市町村委員会の管理する学校その他の教育機関の組織編制、教科内容及びその取扱について、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上

のため必要な基準を設けることができる。

(通学区の設定)

第三十二條 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその教育の機会均等を図るため、教育委員会の規則で、当該都道府県内の区域に於て就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校を指定した通学区を定める。ただし、一の通学区区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区について必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、市町村委員会の管理する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ、当該市町村委員会の意見をきかなければならない。

(都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第三十三條 都道府県委員会は、地方自治法第二百四十五条の三第四項の規定によるほか、市町村に対し、当該市町村の教育事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

(資料等の提出要求)

第三十四條 文部大臣は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村委員会に対し、それぞれ、都道府県又は市町村の区域内における教育に關する事務に關し、必要な統計その他の資料又は報告の提出を

求めることができる。

(教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督)

第三十五條 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同法同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

(教育委員会及び教育長の代理執行)

第三十六條 教育委員会の委員がすべて欠けた場合においては、当該教育委員会の次の最初の会議まで、教育委員会の行う事務は、教育長が行う。

2 教育長は、前項に規定する当該教育委員会の次の最初の会議に、同項の規定により処理した事項を報告しなければならない。

第三十七條 都道府県委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長(第二十一条第二項の規定により指定された事務局の職員を含む。以下第二項において同じ。)も欠けた場合においては、文部大臣は、当該都道府県委員会の教育長代理を任命する。

2 市町村委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長も欠けた場合においては、都道府県委員会は、当該市町村委員会の教育長代理を任命する。

育委員会の次の最初の会議まで在任する。

第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員の身分取扱

(職員の身分取扱)

第三十八條 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び他の法律に別段の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(職員の任命)

第三十九條 教育委員会が当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員(給与負担職員を除く。)に係る任命権を行うには、教育長の推薦によるものとする。

2 給与負担職員の任命権は、都道府県委員会に属する。この場合において、都道府県委員会が当該任命権を行うには、当該都道府県委員会の教育長の推薦によるものとする。

3 前項前段の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六十二条の規定にかかわらず、第二十七条の規定によるものとする。

4 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長は、その所属の職員の任免その他の進退に關する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長(園長を含む。)にあつては、学長を経由するものとする。

5 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与

負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この項において同じ。）で地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内において給与負担職員として採用された場合には、その採用については、同法同条同項の規定は、適用しない。

(職員の研修)

第四十條 市町村委員会は、前条第一項の職員の研修を、地方公務員法第三十九條第二項の規定にかかわらず、都道府県委員会に委託することができる。

2 市町村は、給与負担職員の研修について、都道府県委員会に協力しなければならない。

(地方公務員法の適用の特例)

第四十一條 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。)及びその他の教育機関の職員に關して地方公務員法第二十六條の規定を適用する場合においては、同法同条中「地方公共団体の議会及び長」とあるのは「地方公共団体の議会、長及び教育委員会」と読み替え、給与負担職員に關して同法の規定を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第十六條各号列記以外の部分	職員	職員(第三号の場合にあつては、都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものの任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属してゐた地方公共団体の職員)
第十六條第三号	当該地方公共団体において	都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものにより
第三十四條第二項	任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)	市町村の教育委員会
第三十七條	地方公共団体	都道府県及び市町村

2 前項に定めるもののほか、給与負担職員に關して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的調整は、政令で定める。

第五章 市町村委員会の不設置及び再設置

(不設置)

第四十二條 市町村が第二條第二項の規定により教育委員会を置かないことについては、同条を制定しようとするときは、当該市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

2 市町村(教育委員会の置かれていない市町村を除く。以下第三項において同じ。)の議会は、前項の規定による議決をしようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見を求めなければならない。

3 第一項の条例が制定された場合において、当該市町村の教育委員会の委員であつた者は、当該教育委員会が置かれなくなつた日から二十日以内に、当該教育委員会が管理し、及び執行してゐた教育事務のうち、第四十四條第二項各号に掲げるものを都道府県委員会に、その他のものを当該市町村の長に引き継がなければならない。

4 前項の規定による事務引継の場合においては、当該教育委員会の委員であつた者は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

5 前二項に規定するもののほか第三項の事務引継に關しては、地方自治法第五十九條の規定を準用する。

(再設置)

第四十三條 教育委員会の置かれていない市町村において、前条第一項の条例が廃止された後教育委員会の最初の委員の選挙が行われたときは、当該市町村の長は、二十日以内に、第十條第三項及び第四項本文の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し、最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による最初の会議が開かれた日に成立するものとする。

3 都道府県委員会及び市町村長は、市町村委員会の成立の日から二十日以内に、それぞれ、第四十四條の規定により管理し、及び執行してゐた事務を当該市町村委員会に引き継がなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の事務引継について準用する。

第六章 教育委員会の置かれていない市町村の教育事務に關する特例(職務権限の分配)

第四十四條 教育委員会の置かれていない市町村に關しては、市町村委員会の権限に属する教育事務は、市町村長が管理し、及び執行する。

2 教育委員会の置かれていない市町村に關しては、市町村長は、前項の規定にかかわらず、その権限に属する教育事務のうち、次の各号に掲げるものを、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に委任する。

一 第二十四條第三号及び第八号に掲げる事務のうち、給与負担職員以外の学校の校長、園長、教員、事務職員及び技術職員の任免、給与の決定、休職、懲戒及び研修に關すること。

二 第二十四條第五号及び第六号に掲げる事務

3 都道府県委員会は、前項に掲げる事務を管理し、及び執行する場合において、職員の給与その他当該市町村の予算に關係のある事項については、あらかじめ、当該市町村の長の意見をきかなければならない。

第四十五條 教育委員会の置かれていない市町村に關しては、第八條第二項中「教育委員会」とあり、第二十七條第二項中「教育長」とあり、若しくは「教育委員会」とあり、同条第三項中「市町村委員会」とあり、同条第四項中「市町村委員会の教育長」とあり、第三十二條中「市町村委員会」とあり、第三十四條中「教育委員会」とあり、若しくは「市町村委員会」とあり、第四十條第一項中「市町村委員会」とあり、又は第四十一條第一項の表の下欄中「市町村の教育委員会」とあるのは「市町村長」と、第三十八條及び第三十九條第四項中「教育委員会の管理する」とあるのは「第四十四條第一項の規定により市町村長の管理する」と読み替へて、これらの規定を適用する。

2 教育委員会の置かれていない市町村の前条第二項第一号に掲げる職員に係る任命権の行使については、第三十九条第二項後段及び第三項の規定を準用する。

3 前項に規定する職員に關して地方公務員法を適用する場合においては、同法第十六条第三号中「当該地方公共団体において」とあるのは「都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものにより」と、同法第三十四条第二項中「任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）」とあるのは「市町村長」と読み替へるものとする。

4 第二項に規定する職員に關しては、第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定を準用する。

5 市町村長が国の機関として処理する行政事務であつて、教育事務に係るものに關しては、地方自治法第五十条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の教育委員会」と読み替へて、同法同条の規定を適用する。

第七章 市町村の廃置分合の特例
（市町村の廢置分合の場合に關する特例）
第四十六条 市町村の廢置分合その他これに準ずる場合における当該市町村の教育事務の暫定的管理執行機関及び当該市町村についての教育委員会の設置又は不設置その他の必要な事項については、政令で別段の定をすることができ、

（市町村の組合に關する特例）
第四十七条 市町村が教育事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十条の議決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置又は解散があつた場合その他これらに準ずる場合における当該組合又は当該関係市町村の教育事務の暫定的管理執行機関及び当該組合又は当該関係市町村についての教育委員会の設置又は不設置その他の必要な事項については、政令で別段の定をすることができ、

第八章 雜則
（政令への委任）
第四十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（衆）

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律
市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。」以下同様に「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村（政令で指定する市町村を除く。）立高等学校で」に、「のみを置くもの」を「を置くもの」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された市町村（以下「指定市町村」という。）の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）を置くもの（以下「定時制高等学校」という。）の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定に基づき任命されている校長（定時制の課程のほか通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。）又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講

師（以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」という。）は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師（以下「定時制課程の校長等」という。）となつたものとする。

3 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事案に係る懲戒処分に關しては、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に關する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

5 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等（臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。）の定数については、地方教育行政の組織及び運営に關する法律第三十一条第三項

の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定市町村は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定市町村の退職手当について、その者の当該指定の日前の附則第二項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間（当該在職期間に接続する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む。）を当該指定の日以後の当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に關する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（以下

の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

「都道府県職員」という。）又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合には、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条例の適用を受ける職員（以下「指定市町村職員」という。）としての当該指定の日以後の引き続く在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に

伴に必要な経過措置は、政令で定める。

11 附則第二項に規定する政令の改廃により指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となつたことに伴い必要な経過措置は、附則第二項から附則第九項までの規定及び前項の政令の規定に準じて、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）
12 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第二条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

三月十一日左の議案は撤回された。
一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（衆議院）
三月十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建國記念日制定に関する請願（第一二七二号）
一、学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願（第一二二八号）
（第一二二九号）（第一二四三三号）（第一二七三三号）
一、定時制高等学校教職員の夜間勤務

務手当に関する請願（第一二二〇号）（第一二二五号）
一、へき地学校指定基準に関する請願（第一二二六号）
第一二七一七号 昭和三十四年二月二十八日受理
建國記念日制定に関する請願（第二十二通）

請願者 山口県阿武郡むつみ村 吉部 吉野秀秋外五百五十九名
紹介議員 江藤 智君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建國記念の日（ものと二月十一日の紀元節）制定を希望する声が高まつてきた。これは祖國の歴史と伝統を回顧し國家興隆の前途を思うとき、当然起つてくる國民的世論であることに思いをいたされ、ぜひ建國記念の日法制化に尽力せられたいとの請願。

第一二二八号 昭和三十四年三月三日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願
請願者 東京都杉並区方南町一九一区立方南小学校内 杉並区立小学校校務主任（教頭）会内 星日記外九十一名

校長が職務を完全に遂行するためには、その補佐職が絶対に必要であり、とくに今日のように勤務評定、道徳教育、教育課程の改訂等、幾多の難問題が山積し、激動している教育界においては早急に教頭制を法律化し、校長の立場を強固にしてわが國教育の正常な進展をはからなければならぬから、学校教育法第二十八条第一項を「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」と改め、なお、同条中に教頭の職務内容を規制せられたいとの請願。

第一二一九号 昭和三十四年三月三日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願（三通）
請願者 東京都江戸川区小岩町五ノ五五区立小学校校務主任会内 茂呂修一外百八十五名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二四三三号 昭和三十四年三月四日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木富ヶ谷町一、五二六 武田与助外四十一名
紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

立場を強固にしてわが國教育の正常な進展をはからなければならぬから、学校教育法第二十八条第一項を「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」と改め、なお、同条中に教頭の職務内容を規制せられたいとの請願。

第一二一九号 昭和三十四年三月三日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願（三通）
請願者 東京都江戸川区小岩町五ノ五五区立小学校校務主任会内 茂呂修一外百八十五名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二四三三号 昭和三十四年三月四日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木富ヶ谷町一、五二六 武田与助外四十一名
紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二七三三号 昭和三十四年三月五日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 東京都南多摩郡日野町豊田一、〇三一 坂口清外七十名

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二二六号 昭和三十四年三月三日受理
へき地学校指定基準に関する請願
請願者 山形市香澄町木ノ実小路二〇一ノ一山形県教育組合内 加藤慶次

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二二〇号 昭和三十四年三月三日受理
定時制高等学校教職員の夜間勤務手当に関する請願
請願者 青森市大字浦町字橋本五一青森県公立高等学校教職員組合内 奥川文雄

夜間の定時制高校に勤務する教職員は、ほとんど家庭的なふん囲気やだらんにひたることもできず、きわめて劣悪な条件下で教育活動を行なつてゐる。また、光熱費、小夜食費等経済的負担も多い実情であるから、定時制高校夜間勤務手当に三千円を支給するよう、今国会においてこれが法制化を図られたいとの請願。

第一二二五号 昭和三十四年三月三日受理
定時制高等学校教職員の夜間勤務手当に関する請願
請願者 青森市大字浦町字橋本五一青森県教職員組合内 佐藤健次

この請願の趣旨は、第一二二〇号と同じである。

第一二二六号 昭和三十四年三月三日受理
へき地学校指定基準に関する請願
請願者 山形市香澄町木ノ実小路二〇一ノ一山形県教育組合内 加藤慶次

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二二六号 昭和三十四年三月三日受理
へき地学校指定基準に関する請願
請願者 山形市香澄町木ノ実小路二〇一ノ一山形県教育組合内 加藤慶次

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

紹介議員 松澤 靖介君

第二十八回国会において成立したへき地教育振興法の一部を改正する法律第五條の三第二項の規定に基くへき地学校の級別指定の基準は文部省令で定めることになつてゐるが、その指定基準の制定にあたつては、現行の各県基準が改悪されることなく、更に、(一)へき地教育振興法改正の趣旨を十分生かした基準にすること、(二)既得権を尊重し、その完全確保を図る旨、文部省に明記するより、へき地教育振興法附則第二項を改正すること、(三)各都道府県の特種な条件を十分尊重して指定するより省令に明記すること、(四)級地指定の特例を一部に制限することなく、その幅を拡大すること、(五)単級、複式手当の支給根拠を明示するための立法措置を行うと共に、単級手当三千四百円、複式手当二部以上千八百円とすること等の実現を図りたいとの請願。

昭和三十四年三月十九日印刷

昭和三十四年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局